

## 令和6年8月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年8月20日（火）午後1時30分～午後2時38分	
場所	さぬき市役所寒川庁舎3階301・302	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～4号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第5～12号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第13～14号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第15～25号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第26号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第27号)
日程第8	その他	
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長)	
欠席委員	14 長田禎二	
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	



す。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第4号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、議案第1号、第4号が●●委員の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

今月の3条の案件は4件ございまして、面積にして9, 121㎡の9筆です。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。議案書1ページからでございます。

最初に、会長提出議案の第2号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年8月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに畑、地積1, 953㎡。譲渡人の申請事由、労力不足、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は6, 627㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南東約150mに位置しております。既設のハウスごと所有権を移転する申請で、申請者は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

続いて、会長提出議案第3号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年8月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番他4筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計4, 922㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は12, 011㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の北東約600から860mに位置しております。申請者は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

林 文夫委員

この案件ですけど、現地確認は日曜日に農地推進委員と3人で行いましたけども、●●●●●●、特に問題ないとは思いますが、今、説明を受け

ました使用貸借終了農地の返還と、これはセットになっとるんですね。

事務局

そうですね。今、この3条の譲受人の人と別の人と契約して●●●のハウスを貸しとったみたいなんですけど、このたび契約を解消して、新しい人にハウスごと買ってもらうということのようです。

林 文夫委員

この話を知らなんだらあれですけど、その人が作りよったやつを、きれいなハウスなんですけど、そのままほんだらこの●●さんという人が購入しはったわけですか。

事務局

そうですね。もうハウス、施設ごと所有権を移すということで聞いております。

林 文夫委員

いや、その●●さんという人は新規就農されていた方ですよ。これが売ってしまたんですか。

事務局

●●さんは。解約のほうの方ですか。

林 文夫委員

若手の人ですよ。この人が親族になるんですかね、これだったら、説明の場合。

事務局

いや、●●さんは今まで●●●をされよった人で、もう解約して、3条申請は、この近所の方なんですけど、●●さんという方が。

林 文夫委員

今のハウスは●●さんが作りよったということですか。

事務局

そうです。●●さんは今までしよったんやけど、もうこのたび契約を解消して、その農地を●●さんが買うということです。

林 文夫委員

●●さんは若くて、新しく農業を始めた人やのに、こないなるんですかねと、ちょっと残念やなと思って、同じ地域の人なんでね。私は3条申請の分だけ見に行ったんですけど、結果的にこの農地返還のを見せてもらったんで、事情が分かりすぎて非常に苦しいんです。頑張っしてほしいけど、こんなもんかなと思ったりしますので、ちょっと詳しくは分かりませんが、よろしくをお願いします。

大塚ノブ子委員

それでは、第3号のご報告を致します。私たち8月17日の土曜日、現地確認を行いました。この●●さんという人は、農地譲受人の●●さんは無農薬栽培をしているそうです。それで、この5枚の田んぼのうち●●●番地、●●●番の●はまだ田んぼに手をつけられておりませんでした。あとの3枚にはそれぞれ野菜を植えられておりました。私たちはそれを見て、よろしい











ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から北東約1kmに位置しております。平成16年に相続により申請地を取得しております。申請地は申請者の両親が耕作しておりましたが、高齢化により昭和57年頃から耕作放棄となり、相続されたときには山林化が進んでおり耕作不能な状態となっており、今回の申請に至りました。また、申請地は、●●●●番以外は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されております。位置図は資料20ページ左側、写真方向図は資料21ページ左側、現況写真は資料21ページ右側から資料23ページとなるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願い致します。

松岡浩二委員 会長提出議案第5号です。8月15日に現地確認に全員で行きました。この写真のとおり、かなりもう山林化がされたところばかりで、もう再生不能という状況です。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員 第6号ですけれども、日曜日に推進委員と共に見てきましたけれども、●●●●の●●の●●の階段の左側になっておりまして、もう山林になっておりましたので、確認しましたので、よろしくをお願いします。

大塚ノブ子委員 第7号についてご報告致します。私たち8月17日の土曜日、現地確認を行いました。●●●●さんの畑なんですけれども、大きな木が生えて、それとそこへ行くまでの道も、あるようでないような状態でした。それで、傾斜も急だし、農機はもちろん入らないし、行くのも大変だろうと思います。私たちはこれは無理だなと判断をしました。よろしくご審議いただきたいと思っております。お願い致します。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 第8号議案と第9号議案、一緒に行います。どちらも立派な林になっておりました。以上です。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 第10号議案ですが、●●●の裏の駐車場のすぐ下で、もう原野状、草から木からいっぱい生えています。ただ、この隣接するところが後で出てきますけど、太陽光の申請が出とるので、ここだけが太陽光利用、今のところ入っていないんですよ。

事務局 そうです。

戸田修治委員 何かちょっと不自然な感じがするんですが、原野状です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号から第12号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。  
どうぞ。

樫村浩二委員 11号で、これ道路になっとるでしょう。こうなった場合どうなるの。

事務局 これは水路やけん、農業用に使う水路の管理道となっとるので、非農地証明は証明できます。

戸田修治委員 19ページの写真を見てもろうたらすぐ分かりますけど、家と家の間で、これ五、六十cm落ち込んだところに通路みたいなのが残っています。その通路みたいなのがそうです。そこが水田なのはちょっと不自然で、水路の管理用道路みたいなもので。

樫村浩二委員 ほな水利組合のものなのか。

議長（会長） いや、個人のもの。分筆されて、登記がしてなかったということ。

岩澤佳宣委員 水田のまま。水田だったけん。

樫村浩二委員 水路にしたの。

岩澤佳宣委員 うん、水田には入らんけん、管理道ということで。私道になるんや。

岩澤佳宣委員 山林とかになったら税金払わないかんで。これは非農地でも道路やけん、無税になるやろ。

事務局 いや、これはなりません。多分、雑種地で取られると思う、こういうところは。私道やけん。

戸田修治委員 それからもう1件、今のは11号議案ですけども、12号議案の●●さん、●●の、畑と田んぼが原野化しとるということです。これも写真を見ていた



年4月30日。農地区分、第3種農地。本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては26から27ページで、位置図を26ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の北約100mに位置しており、田、宅地及び道路に隣接しています。申請者は申請地に隣接する宅地にお住まいで、農業用倉庫用地や農作業スペースを確保するため申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 第13号議案ですが、これは農振除外で事前協議いただいた案件でございます。無断転用の是正ということで特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 第14号についてご報告致します。私たち8月17日に現地確認を行いました。ここへは6月にも参りました。それで、先ほどの事務局の説明のとおりです。ここへ農機具を入れる倉庫を建てるそうです。それで、ちゃんと草刈りをして、杭も打ち込まれて、よく分かりました。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号、第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第13号、議案第14号につきましてお諮りします。議案第13号、第14号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第13号、第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号から第25号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局、説明をお願い致します。





位置図を38ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南西約370mに位置しており、田、宅地及び道路、水路に隣接しています。譲受人2名はご夫婦で、ご夫婦で勤めている会社の転勤で妻の地元に移住となり、現在は妻の実家に仮住まいしておりますが、手狭なため新築に適した土地を探していたところ、農地の管理に苦慮している土地所有者との意向が合致し申請に至りました。申請地の無断転用については、平成20年頃から農地として管理することが難しいという理由で花崗土を入れて造成していたとのこと。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第25号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年8月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積497㎡。転用目的、分家住宅、工事着完予定年月日、令和6年10月15日から令和7年8月31日。権利、使用貸借権の設定、農地区分、第2種農地、本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては40から41ページで、位置図を40ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約400mに位置しており、田及び道路、水路に隣接しています。譲受人は譲受人の子に当たり、現在は借家にお住まいですが手狭となったため、分家住宅を新築するため申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 第15号ですが、6月に農振除外申請で事前協議いただいた案件です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 今、説明どおりで、別段問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 第17号、18号、19号、20号、22号はカラフル塗りしよるのは●●●●●●●●●●の池、●●●●●いうのかな、あの池のすぐ南の斜面なんで

すが、これは太陽光発電によって水田を潰して一括してやりかえると思います。ところどころ●●●●●さんの田んぼが、21号で進入路か何か、これも無断転用の是正ということみたいなので、一括して太陽光ができるような話だと思います。特に問題ないと思います。

それから、23号については、これも太陽光発電ということで、無断転用、納屋みたいなのと宅地と、特に太陽光発電で問題ないと思います。

それから、24号については、今、花崗土を敷いて駐車場みたいな、田んぼが作りにくい土地で、雑種地扱いになっていますけども、これも無断転用の是正だと思います。

それから、25号については、●●●さんのところは、今、稲刈りが終わったところで、分家住宅、●●●さんのおうちができる予定だということで、前回6月の農振除外か何かで見たところで、特に問題ないと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号から第25号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第15号から第25号につきましてお諮りします。議案第15号から第25号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第15号から第25号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第26号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番が●●委員の関係議案になり除斥対象になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第26号について、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書8ページ、9ページとなります。

貸付先が、個人3件、中間管理機構14件の合計17件となっております。17件のうち新規11件、再設定6件となっております。設定する権利等の種類は、使用貸借権17件となっております。期間は、10年8件、7年7か月1件、6年5件、5年2件、4年5か月1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた34件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人23件、法人11件となっております。設定する権利等の



種類は、使用貸借権34件となっております。期間は、10年14件、7年7か月2件、6年16件、4年5か月2件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号などを指定の上、ご発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番を除く議案第26号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番を除く議案第26号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である1番から4番の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は4件で、設定する権利等の種類は、使用貸借権4件となっております。期間は10年4件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。

退席されている松岡委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長)

日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第27号を議題とし、上程致します。

なお、今月の議案で、番号2は●●委員の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

会長提出議案第27号、1の●●●さんですが、住所は●●●●●●●●●●●●●●●●●●番地、生年月日は昭和●●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、複合経営をしています。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、水稻の作付面積の現状は6haで生産量は25tですが、5年後10haで生産量を42tに増やします。キャベツの作付面積の現状は6haで生産量300tですが、5年後8haで400tに増やします。ブロッコリーの作付面積の現状は2haで生産量20tですが、5年後3.5haで35tに増やします。アスパラガスの作付面積の現状は10aで生産量2tですが、5年後変更はありません。小麦(単作)の作付面積の現状は2haで生産量7tですが、5年後4haで14tに増やします。小麦(二毛作)の作付面積の現状は8haで生産量29tですが、5年後9haで32tに増やします。WCSの作付面積の現状は25haで生産量300tですが、5年後30haで360tに増やします。(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で借入地の現状、田が3,200aと畑13aですが、5年後は田を5,560aに増やします。その他のところをちょっと修正させていただきます。特定作業受委託面積が現状484aありましたので、これを足します。その他の5年後は借入地に含まれますので、ゼロになります。経営面積の合計が現状3,213aになっていますが、3,697aに修正してください。5年後の目標面積は変更ありません。イの農業生産施設のアスパラ用ハウスが1棟1,000㎡ですが、5年後変更はありません。育苗ハウスが1棟127㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。作業場兼倉庫は現状ありませんが、5年後までに1棟で2,000㎡を増やす予定です。ビニールハウスも現状ありませんが、5年後までに3棟で1,000㎡を増やす予定です。

今後の取組としまして、農業委員会や農地機構を通じて隣接圃地を集積し規模拡大を図ります。作付の分散や効率的な輪作体系を確立することにより、生産性の向上や作業性の効率化を図ります。また、今後は規模拡大に伴い農福連携事業を活用し、障がい者雇用と臨時雇用を導入し、労働負担の分散と軽減を図っていきます。現状の年間所得1,120万円のところ、5年後1,



につきましては、アの農用地で所有地の現状、田が100aですが、5年後変更はありません。借入地の現状、田が1,057aですが、5年後は田を1,300aに増やします。イの農業生産施設の倉庫が1棟140㎡ですが、5年後変更はありません。育苗ハウスが2棟200㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。

今後の取組としまして、農地の集約化を考慮しながら、農業委員会や農地機構を利用し規模拡大を図ります。農地の連坦化により作業効率を上げ、生産性を向上させます。規模拡大に伴い、農繁期に臨時雇用を増やします。現状の年間所得304万円のところ、5年後404万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

樫村浩二委員 ●●委員は人望もあり、堅実な経営をされておりますので、問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第27号の番号2につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第27号の番号2につきましてお諮り致します。議案第27号の番号2について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第27号の番号2を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、何かありませんでしょうか。

農地集積専門員から何かありましたら。

農地中間管理機構  
議長（会長）

以上をもちまして、令和6年8月農業委員会定例会を閉会とします。慎重

なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

(2時38分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・0名
  
- ・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・0名
  
- ・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・0名
  
- ・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・0名
  
- ・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・0名
  
- ・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 12番

署名委員 15番